平成２４年（フ）第１２８４８号
東京都新宿区西早稲田２丁目９―16―201
破産者　井上　竜一
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０９６号
神奈川県横浜市泉区緑園１丁目15―６　グリーンハイツⅠ102
破産者　植村　玲子（旧姓大貫）
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１５６号
東京都中野区江古田１丁目20―10―２Ｅ
破産者　田中　孝子
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１６２号
東京都中央区晴海１丁目６―６―2104
破産者　佐々木秀明
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１７７号
東京都江東区大島６丁目１―２―702
破産者　森村　公弘
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１７８号
東京都江東区大島６丁目１―２―702
破産者　森村　玉恵
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１９７号
東京都八王子市久保山町２丁目46―２―３―402、開始決定時の住所東京都八王子市大塚55―３―Ⅱ―204
破産者　齊藤　光春
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３３０号
東京都大田区西嶺町11―25―101
破産者　藤波　安夫
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４０４号
東京都調布市染地３丁目１―263　多摩川住宅ロ16―821
破産者　鈴木　奈美（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４５８号
千葉県我孫子市東我孫子２丁目13―14
破産者　大友　英昭
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４９３号
東京都世田谷区宮坂３丁目30―５
破産者　西久保佳世（旧姓畑中）
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５０３号
東京都千代田区富士見２丁目３―27
破産者　福　　澄香（旧姓柿野）
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６０９号
東京都練馬区石神井台８丁目５―３
破産者　團野　博之
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６１０号
東京都練馬区石神井台８丁目５―３
破産者　團野　理恵
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８６１号
東京都板橋区幸町18―１―101
破産者　つぼみや本舗こと　須藤　敦子（旧姓入江）
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９５７号
東京都渋谷区上原３丁目43番４号
破産者　株式会社コモド・デポ
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９５８号
埼玉県さいたま市緑区太田窪３丁目４―６
破産者　コモド・レコーズことソルワールドワイド株式会社こと　直井　晴樹
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９９９号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目２―１―101
破産者　紺谷　武伯
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２５４号
東京都千代田区岩本町２丁目12番８号ディアビル神田
破産者　株式会社コスモ・ワイズ
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３２１号
神奈川県横浜市磯子区丸山２丁目13―11―402
破産者　鈴木　規純
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部